

佐賀大学医学部附属病院リハビリテーション部の組織
及び業務を定める細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学医学部附属病院規則(平成16年4月1日制定)第7条第9項の規定に基づき、佐賀大学医学部附属病院リハビリテーション部(以下「リハビリテーション部」という。)の組織及び業務について定めるものとする。

(部長及び副部長)

第2条 リハビリテーション部長は、病院運営協議会の議を経て病院長が指名し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 リハビリテーション部長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

3 リハビリテーション部副部長は、助教授又は講師をもって充てる。

(業務)

第3条 リハビリテーション部は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 各診療科等における患者のリハビリテーションの実施に関すること。

(2) リハビリテーションに関する教育及び研究に関すること。

(3) その他リハビリテーションに関すること。

(各診療科及び各部の協力)

第4条 各診療科及び各部は、リハビリテーション部の運営が円滑に行われるよう、それぞれ協力するものとする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、リハビリテーション部の運営に関し必要な事項は、リハビリテーション部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。